

4. 悪臭

においを出す物質は、約40万種類に及ぶといわれていますが、においは人の好みによって良いにおいとされたり、悪臭とされたりします。悪臭は、ほとんどの人が不快感をもつにおいであり、その強度、継続時間、頻度により悪臭と判断されます。

悪臭は、さまざまな成分の気体が混合して空気中に放出されているため、単体成分としては基準に合致していても、多成分の気体が複合して相乗的ににおいを強くすることがあります。そのため、法令では、測定可能な個々の原因物質について濃度で規制する方式と、複合された悪臭を人の嗅覚で判定する嗅覚測定法(官能試験法)による規制方式をとっています。

本市においては、悪臭防止法で規制されているアンモニア*を始め22種類の悪臭物質*についての地域指定を受けております。

悪臭は苦情という形で現れます。平成18年度は4件、平成19年度には14件の悪臭苦情があり、大部分は野外焼却及び焼却炉の使用によるものでしたが、測定を必要とするものはありませんでした。

第3 工場・事業場等対策及び規制

1. 法及び条例に基づく届出状況

(1) 法に基づく届出

大気汚染防止法に基づくばい煙*関係の届出は、平成18年度においては設置届4件、廃止届2件となっており、平成19年度は設置届5件、廃止届3件でした。

また、粉じん関係については、平成18年度においては設置届2件、廃止届2件となっており、平成19年度は廃止届1件でした。

これにより平成19年度末におけるばい煙関係の総事業場・施設数は50事業場80施設、粉じん関係は23事業場261施設となっています。

なお、表18に大気汚染防止法に基づく届出状況を示しました。

表18 大気汚染防止法に基づく届出状況

(平成20年3月31日)

	番号	施設名	施設数	施設合計	事業場数	備考
ばい煙発生施設	1	ボイラー	71 (11)	80 (11)	50	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法(施行令別表第1)に係るもの。 ・()内の数字は、電気事業法に係る施設であり、外数で示す。
	6	金属加熱炉	1			
	9	焼成炉	2			
	11	乾燥炉	5			
	13	廃棄物焼却炉	1			
粉じん発生施設	2	堆積場	29	261	23	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法(施行令別表第2)に係るもの
	3	コンベア	181			
	4	破砕機・摩砕機	43			
	5	ふるい	8			

(2) 条例に基づく届出

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下「生活環境保全条例」）に基づく届出は、表 19 に示すとおりであり、ばい煙関係及び粉じん関係ともに、平成 18・19 年度における届出はありませんでした。

これにより、平成 19 年度末の総事業場数、総施設数は、ばい煙関係が 3 事業場 3 施設、粉じん関係については 54 事業場 145 施設となっています。

表 19 岩手県生活環境保全条例に基づく届出状況

(平成 20 年 3 月 31 日)

	番号	施設名	施設数	施設合計	事業場数	備考
ばい煙発生施設	1	廃棄物焼却炉	3	3	3	・岩手県生活環境保全条例（施行規則別表第 1）に係るもの
粉じん発生施設	1	堆積場	3	145	54	・岩手県生活環境保全条例（施行規則別表第 2）に係るもの
	2	破砕機・摩砕機	5			
	3	ふるい	7			
	4	打綿機	9			
	5	木材の切断施設	121			

2. ばい煙施設等への立入調査状況

県（大船渡地方振興局）においては、各種届出の照合、確認などのために、また、市では苦情発生時などにおいて事業場等への立入調査を実施しています。

平成 18 年度におけるばい煙関係の立入件数は 42 件（20 事業場）、平成 19 年度は 46 件（20 事業場）、粉じん関係は平成 18 年度が 4 件（4 事業場）、平成 19 年度は 8 件（8 事業場）の立入調査を実施しました。

その結果、届出を要する事項がありながら届出を怠っていた事業場には、その後届出を行わせています。

3. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設*の届出は、平成 18・19 年度ともにありませんでした。

これにより、同法による特定事業場数・特定施設総数は、6 事業場 6 施設（施設の種類はいずれも廃棄物焼却炉）となっています。

4. 野外焼却行為に関する指導

庭先や空き地などでのごみの焼却は、ダイオキシン発生の原因になるほか、煙や悪臭、灰により近隣の生活環境に大きな迷惑をかけることがあります。

このようなことから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、平成13年4月1日より廃棄物の野外焼却が原則禁止になり、同法律の改正と「ダイオキシン類対策特別措置法」により、平成14年12月1日からは、基準を満たさない焼却炉の使用が禁止になっています。

さらに、平成16年4月1日からは、「岩手県生活環境保全条例」により、これまで例外的に野外焼却が認められていた場合であっても、廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革の焼却が禁止されています。

現在、大気汚染に関する苦情のほとんどが廃棄物の焼却に関するものであることから、市では、廃棄物の適正処理について、県（大船渡地方振興局）などの関係機関と連携し指導するとともに、広報紙等を通じて周知しています。